厚生労働省
滋賀労働局
働きやすい滋賀をめざして

資料提供
滋賀労働局発表 平成27年6月18日

担当	滋賀労働局労働基準部 監督課長　斉藤　将 労働時間設定改善指導官　大橋　幸男 電話：077－522－6649

夏季における「年休」の取得促進に向け労使団体へ協力要請

～平成26年の年次有給休暇の取得率は、２年連続低下の50.5%～

滋賀労働局（局長　辻　知之）では、**年次有給休暇を取得しやすい夏季における連続休暇の取得**に向け、＋１**「プラスワン休暇」**を**キャッチフレーズ**に、社会的機運を醸成する以下の取組を行うことにより、年次有給休暇の取得を促進します。

また、併せて、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などの過ごす**「夏の生活スタイル変革」（ゆう活）**についても取り組みます。

［県内の年次有給休暇の取得状況（詳細は参考１参照）］

滋賀県の「平成26年労働条件実態調査」によると**県内における平成26年の年次有給休暇の取得率**は、**２年連続で低下し「50.5%」**（前年比1.1ポイント減）となりました。一方、全国（平均）は前年から1.7ポイント増加の48.8%となったことから、依然として全国平均は上回っているものの、その差は1.7ポイントに縮まり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のためには、より一層の積極的な施策の展開が必要となっています。

≪取組の内容≫

１　労使団体への協力要請

一般社団法人滋賀経済産業協会や、日本労働組合総連合会滋賀県連合会など46**の労使団体**に対し、６月17日付けで、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けた協力を要請しました。

２　地方公共団体や関係機関への協力依頼

滋賀県[※2]のほか**県内全ての市町（19）**に対しても、６月17日付けで、ポスター・リーフレットの掲示・配布や、広報誌・ホームページ等へ掲載などによる周知広報の協力依頼を行いました。

また、滋賀県社会保険労務士会や公益社団法人滋賀労働基準協会など**11の関係機関**に対しても、同日付で同様の協力依頼を行いました。

※１　滋賀県に対しては、厚生労働本省から６月１日付けで協力依頼を行っています。

３　ポスターの駅貼り

ポスター「＋１　夏季休暇も、土日も。「プラスワン休暇」で連続休暇に。」（添付資料参照）を、**県内12駅に掲示**します。

［掲示期間］　７月６日（月）～７月12日（日）までの一週間[※3]

※２　一部７月１日（水）～７月７日（火）および７月20日（月）～７月26日（日）

【添付資料】

- 労使団体に対する要請書の写し（別添１および２参照）。
- 地方公共団体に対する協力依頼書の写し（別添３参照）。
- 夏季における年次有給休暇の取得促進に係るポスター。

≪夏季における年次有給休暇の取得促進に向けた取組≫

１　労使団体への協力要請

要請書のほかリーフレットを送付し、夏季において、以下の例のような＋１「プラスワン休暇」を実施することにより、年次有給休暇の取得が促進されるよう、労使団体の傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けた協力を要請しました。

要請を行った県内の労使団体は、以下のとおりです。

- **使用者団体（44 団体）**

①一般社団法人滋賀経済産業協会、②滋賀経済同友会、③滋賀県商工会議所連合会、④大津商工会議所、⑤彦根商工会議所、⑥長浜商工会議所、⑦近江八幡商工会議所、⑧八日市商工会議所、⑨草津商工会議所、⑩守山商工会議所、⑪滋賀県商工会連合会、⑫瀬田商工会、⑬大津北商工会堅田支所、⑭栗東市商工会、⑮野洲市商工会野洲支所、⑯湖南市商工会、⑰甲賀市商工会本所、⑱安土町商工会、⑲日野町商工会、⑳竜王町商工会、㉑東近江市商工会本部、㉒稲枝商工会、㉓豊郷町商工会、㉔甲良町商工会、㉕多賀町商工会、㉖米原市商工会、㉗米原市商工会東部支所、㉘浅井商工会、㉙虎姫商工会、㉚湖北町商工会、㉛びわ商工会、㉜高月町商工会、㉝木之本町商工会、㉞余呉町商工会、㉟西浅井町商工会、㊱高島市商工会本所、㊲滋賀県中小企業団体中央会、㊳滋賀県商工団体連合会、㊴大津民主商工会、㊵彦根民主商工会、㊶長浜民主商工会、㊷湖東民主商工会、㊸草津民主商工会、㊹甲賀民主商工会

- **労働組合（２団体）**

①日本労働組合総連合会滋賀県連合会、②滋賀県労働組合総連合

２　関係機関への協力依頼

協力依頼を行った県内の関係機関は、以下のとおりです。

①滋賀県社会保険労務士会、②公益社団法人滋賀労働基準協会本部、③同協会大津支部、④同協会彦根支部、⑤同協会長浜支部、⑥同協会東近江支部、⑦社団法人日本クレーン協会滋賀支部、⑧建設業労働災害防止協会滋賀県支部、⑨陸上貨物運送事業労働災害防止協会滋賀県支部、⑩林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部、⑪一般社団法人全国労働保険事務組合連合会滋賀支部の 11 団体。

３　ポスターの駅貼り

以下の県内 12 駅に掲示します。

【ＪＲ西日本】大津, 能登川, 稲枝, 貴生川, 唐崎, 河瀬, 手原, 野洲, 膳所, 近江今津, 小野
【近江鉄道　八日市

【参考１】県内の年次有給休暇の取得状況等

滋賀県内の年次有給休暇の取得率は、長期的には低下傾向にあり、平成 26 年は２年連続で低下し、「50.5%」となりました。これは平成 17 年から平成 26 年までの過去 10 年間※で、３番目に低くなっています。

一方、全国（平均）の年次有給休暇の取得率は、近年上昇傾向にあり、平成 25 年は一旦低下したものの、平成 26 年は 1.7 ポイント増加の「48.8%」となり、その差は 1.7 ポイントまで縮まったところです。

このように、滋賀県内の年次有給休暇の取得率は、全国（平均）を上回っているものの、このままでは全国（平均）を下回る可能性もあり、県内における年次有給休暇の取得促進は、喫緊の課題となっています。

滋賀県内と全国(平均)の年次有給休暇の取得率の推移は、以下のとおりです。

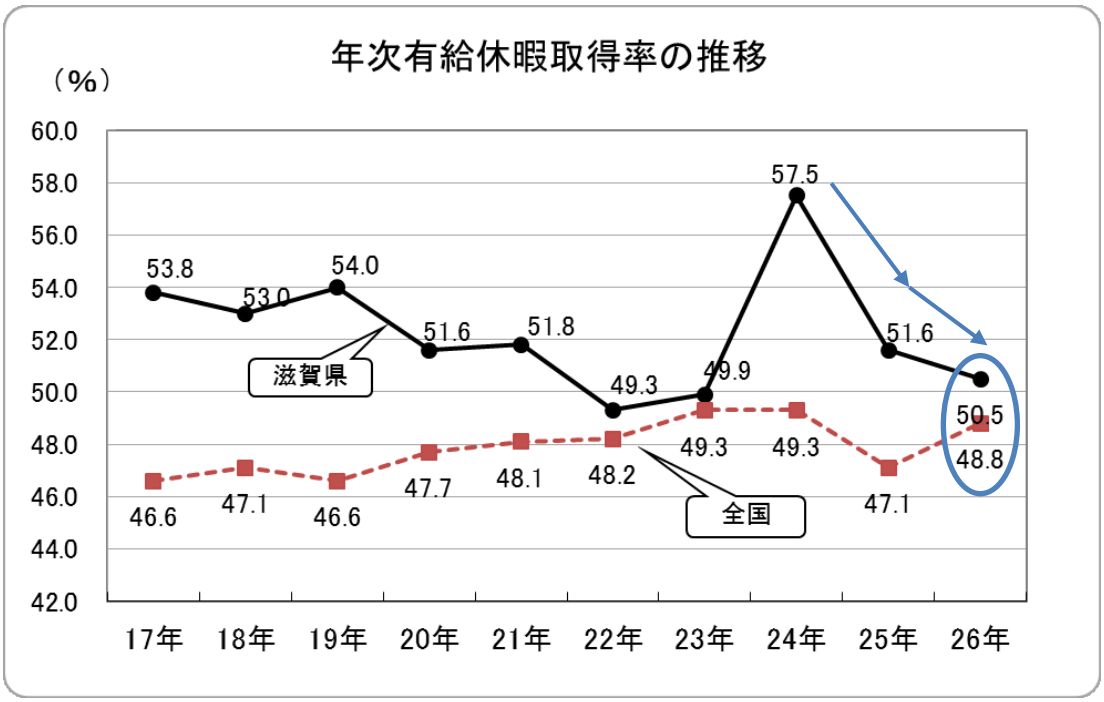

資料:厚生労働省「就労条件総合調査」・滋賀県「労働条件実態調査」

（注）30 人以上規模の事業所の数値

なお、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、2020 年までの目標値として、年次有給休暇の取得率を「70%」とすることが掲げられています。

【参考２】夏の生活スタイル変革（ゆう活）とは？

働き方改革の一環として、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう、夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動（ゆう活）です。

具体的には、夏の時期に「朝型勤務」や「フレックスタイム制」などを推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていくものであり、それぞれの企業や働く人の実情に応じた自主的な取組を可能な範囲で実施いただくものです。

㊞

別添１

夏の生活スタイル変革（ゆう活）及び夏季における年次有給休暇の取得促進に関する要請書

滋賀労働局におきましては、「滋賀労働局働き方改革推進本部」を立ち上げ、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、女性や高齢者が働きやすい職場環境の実現に向けた取組を進めているところです。経済界、企業の皆様にも、この取組に対して御協力をいただきまして、御礼申し上げます。

こうした中、政府としては、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動（ゆう活）を展開するとの方針が示されました。具体的には、夏の時期に、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていくよう、国民運動として国全体に浸透させるものです。

国家公務員については、率先して朝型勤務を推進するとともに、早期退庁目標を設定するなど、働き方を含めた生活スタイルの変革を図ることとしています。

つきましては、各企業においても、夏の期間に、働く人が朝早く出勤し、夕方には家族などと過ごせるよう生活スタイルを変革するために、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を活用するなど、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を可能な範囲で行うことが望まれます。

貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

㊝

また、滋賀県における平成 26 年の年次有給休暇の取得率は２年連続低下の「50.5%」（前年比 1.1 ポイント減）となりました。一方、全国平均は前年から 1.7 ポイント増加し、48.8%となったことから、依然として全国平均を上回っているものの、その差は 1.7 ポイントに縮まったところであり、仕事の生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のためには、より一層の積極的な施策の展開が必要であると考えています。

また、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下でとりまとめられた「休み方改革ワーキンググループ報告書」（平成 26 年 11 月 18 日）において、ライフスタイル・ワークスタイル変革のための第一歩として、「プラスワン休暇キャンペーン」の実施について提言がなされたところです。

このため、滋賀労働局では、年次有給休暇を取得しやすい夏季における連続休暇の取得に向けての社会的機運の醸成を図るため、周知・広報活動を実施していくこととしています。

つきましては、夏の生活スタイル変革（ゆう活）と併せて、この取組の趣旨についても御理解いただき、別途お送りするポスター、リーフレット等を活用していただき、傘下団体・企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

平成 27 年６月 17 日

使用者団体の長　　殿

滋賀労働局長　辻　知之

㊞

別添２

夏の生活スタイル変革（ゆう活）及び夏季における年次有給休暇の取得促進に関する要請書

滋賀労働局におきましては、「滋賀労働局働き方改革推進本部」を立ち上げ、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、女性や高齢者が働きやすい職場環境の実現に向けた取組を進めているところです。経済界、企業の皆様にも、この取組に対して御協力をいただきまして、御礼申し上げます。

こうした中、政府としては、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動（ゆう活）を展開するとの方針が示されました。具体的には、夏の時期に、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていくよう、国民運動として国全体に浸透させるものです。

国家公務員については、率先して朝型勤務を推進するとともに、早期退庁目標を設定するなど、働き方を含めた生活スタイルの変革を図ることとしています。

つきましては、各企業においても、夏の期間に、働く人が朝早く出勤し、夕方には家族などと過ごせるよう生活スタイルを変革するために、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を活用するなど、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を可能な範囲で行うことが望まれます。

貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、各企業において労使間で話し合い、夏の期間に、働く人が朝早く出勤し、夕方には家族などと過ごせるよう御配慮をいただきますようお願い申し上げます

㊞

また、滋賀県における平成 26 年の年次有給休暇の取得率は２年連続低下の「50.5%」（前年比 1.1 ポイント減）となりました。一方、全国平均は前年から 1.7 ポイント増加し、48.8%となったことから、依然として全国平均を上回っているものの、その差は 1.7 ポイントに縮まったところであり、仕事の生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のためには、より一層の積極的な施策の展開が必要であると考えています。

また、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下でとりまとめられた「休み方改革ワーキンググループ報告書」（平成 26 年 11 月 18 日）において、ライフスタイル・ワークスタイル変革のための第一歩として、「プラスワン休暇キャンペーン」の実施について提言がなされたところです。

このため、滋賀労働局では、年次有給休暇を取得しやすい夏季における連続休暇の取得に向けての社会的機運の醸成を図るため、周知・広報活動を実施していくこととしています。

つきましては、夏の生活スタイル変革（ゆう活）と併せて、この取組の趣旨についても御理解いただき、別途お送りするポスター、リーフレット等を活用していただき、各企業において労使間で話し合い、夏季における年次有給休暇の取得が促進されるよう御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

平成 27 年６月 17 日

労働組合の長　　殿

滋賀労働局長　辻　知之

㊝

別添３

滋労発基 0617 第 2 号
平成２７年６月１７日

市　町　の　長　　殿

滋 賀 労 働 局 長

夏の生活スタイル変革（ゆう活）及び夏季における年次有給休暇の取得促進に向けた周知広報の協力依頼について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

厚生労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

滋賀労働局におきましては、「滋賀労働局働き方改革推進本部」を立ち上げ、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進、女性や高齢者が働きやすい職場環境の実現に向けた取組を進めているところです。

こうした中、政府としては、明るい時間が長い夏の間は、朝早くから働き始め、夕方には家族などと過ごせるよう夏の生活スタイルを変革する新たな国民運動（ゆう活）を展開するとの方針が示されました。具体的には、夏の時期に、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を推進し、夕方早くに職場を出るという生活スタイルに変えていくよう、国民運動として国全体に浸透させるものです。

国家公務員については、率先して朝型勤務を推進するとともに、早期退庁目標を設定するなど、働き方を含めた生活スタイルの変革を図ることとしています。

つきましては、各企業においても、夏の期間に、働く人が朝早く出勤し、夕方には家族などと過ごせるよう生活スタイルを変革するために、「朝型勤務」や「フレックスタイム制」を活用するなど、それぞれの企業の実情に応じた労使の自主的な取組を可能な範囲で行うことが望まれます。

貴職におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、企業等に対します周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

㊥

また、滋賀県における平成 26 年の年次有給休暇の取得率は２年連続低下の「50.5%」（前年比 1.1 ポイント減）となりました。一方、全国平均は前年から 1.7 ポイント増加したことから、依然として全国平均を上回っているものの、その差は 1.7%に縮まったところであり、仕事の生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のためには、より一層の積極的な施策の展開が必要であると考えています。

また、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下でとりまとめられた「休み方改革ワーキンググループ報告書」（平成 26 年 11 月 18 日）において、ライフスタイル・ワークスタイル変革のための第一歩として、「プラスワン休暇キャンペーン」の実施について提言がなされたところです。

このため、滋賀労働局では、年次有給休暇を取得しやすい夏季における連続休暇の取得に向けての社会的機運の醸成を図るため、周知・広報活動を実施していくこととしています。

つきましては、夏の生活スタイル変革（ゆう活）と併せて、この取組の趣旨についても御理解いただき、別途お送りするポスター、リーフレットを掲示・配布していただくとともに、広報誌やホームページへの掲載などによる団体・企業等に対する周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

働き方を変えよう。
休み方を変えよう。
人生を輝かせよう。

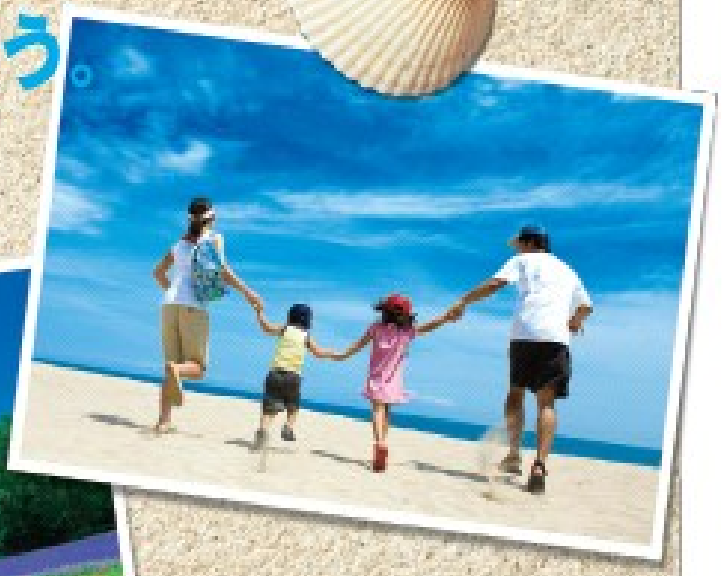

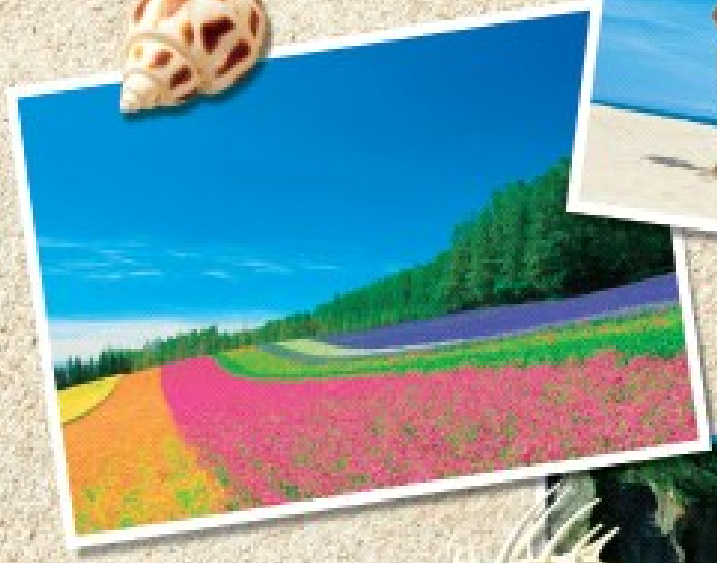

+1 夏季休暇も、土日も。
「プラスワン休暇」で
連続休暇に。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のために、
年次有給休暇を計画的に活用しよう。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

厚生労働省ホームページ　http://www.mhlw.go.jp　働き方・休み方改善ポータルサイト　http://work-holiday.mhlw.go.jp